栃木県公報

令和６(2024)年
２月29日(木)
号　外
第８号

目　　次

規　　則

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正…… 1

規　　則

栃木県規則第１号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年２月29日

栃木県知事　福　田　富　一

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年栃木県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（耐震診断の結果の報告書に添付する書類） **第５条**　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿省令第５条第４項（省令附則第３条において準用する場合を含む。）の規定により知事が定める書類は、第三者判定機関が、当該建築物について耐震診断の結果を証する書類とする。	（要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告書に添付する書類） **第５条**　省令附則第３条において準用する省令第５条第４項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の規定により知事が定める書類は、第三者判定機関が、当該建築物について耐震診断の結果を証する書類とする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行前に要安全確認計画記載建築物の所有者が省令第５条第１項各号に掲げる者に耐震診断を行わせた場合（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第87号）附則第２条の規定により同項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなす場合を含む。）における第５条の規定の適用については、同条中「第三者判定機関」とあるのは、「第三者判定機関、省令第５条第１項各号に掲げる者その他知事が別に定める者」とする。

（建築課）

発行人　栃　木　県　〒320-8501 宇都宮市塙田１丁目１番20号　販売価格１か月3,120円
印刷所　株式会社松井ピ･テ･オ･印刷　〒321-0904 宇都宮市陽東５丁目９番21号　（消費税、地方消費税及び送料を含む。）